

茨木市農業委員会都市農政対策委員会設置要綱

(設置)

第1 本市都市農政の円滑な推進に期するため、茨木市農業委員会都市農政対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2 対策委員会は、都市部固有の農政諸課題について協議、調整等を行う。

(組織)

第3 対策委員会は、茨木市総合計画（第4次）における中心地域及び南部地域の区域内に住所を有する農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員で組織する。ただし、農業委員会会長及び副会長の職にある者並びに利害関係を有しない者として市長から任命された農業委員会委員は、除く。

(委員長等)

第4 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 農業委員会会長及び副会長は、対策委員会に出席し議事について意見を述べることができる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6 対策委員会は、協議、調整等の経過及びその結果について農業委員会に報告しなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営について必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から実施する。